梨県公

第二千三百一号

平成二十五年

日 •

二月二十五日 月 曜

目 次

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知 (三件) | 〇五

山梨県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令..... 一〇九

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお その関係書類は、県民情報センター

平成二十五年二月二十五日

山梨県知事 横

内 正 明

- 申請のあった年月日
 平成二十五年二月十四日
- びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
- 名称 特定非営利活動法人山犬

1

- 2 代表者の氏名 石井 亮有
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立六千七十五番地一
- 4 定款に記載された目的

おける動物の保護活動に寄与することを目的とする。 愛護活動を通じ、人が動物を介して自然と共生する社会の構築及び緊急災害時等に この法人は、広く地域社会に対して、自然環境の保全、人間社会で生きる動物の

平成二十五年二月十八日から同年四月十七日まで

Щ

梨

県

公

報

第二千三百一号

平成二十五年二月二十五日

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する第三十

平成二十五年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
ら二七四七まで 大月市初狩町中初狩字山久保二七四〇、二七四四か 山本正雄	山本正雄
大月市笹子町白野字東峯一〇七の二	村社子神社
大月市笹子町黒野田字庭洞一一一五	平井求
大月市笹子町白野字東峯一〇六の二	寶林寺

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

縦覧に供する。) (「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて

兀 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年一月二十一日山梨県告示第十八号

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十 平成二十五年二月二十五日

山梨県知事 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
す部分に限る。) 大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七四 (次の図に示	近藤倭兄
に示す部分に限る。) 大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七六の二 (次の図	佐藤弘幸
大月市初狩町下初狩字寒場沢三九〇〇の四一	佐藤洽子
一〇八七の二、一一一一の二三、九一六の四、九一六の内一、笹子町白野字矢下三、九一六の四、九一六の内一、笹子町白野字矢下大月市笹子町吉久保字梅久保九一五の二、九一六の	三枝怜
大月市笹子町白野字コザスーー三八	小林文夫
大月市笹子町吉久保字前沢八三七の二	小林良平
大月市笹子町白野字矢下一〇八八	天野宇太郎
四の二大月市笹子町黒野田字池ノ元ーー五二の二、一一五	天野健次郎
大月市笹子町白野字コザスーー三七の三	天野正隆
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の一二	天野忍
大月市笹子町白野字白野川向一二四六	天野武正

- 変更後の指定施業要件 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 主伐に係る伐採種は、定めない
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

大月市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十五年一月二十一日山梨県告示第十九号

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十五年二月二十五日

山梨県知事 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方	
分に限る。) 大月市七保町葛野字正原一四二一(次の図に示す部	奥秋武夫	
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七七	佐藤弘幸	
大月市笹子町吉久保字船橋乙一一九	酒井良幸	
大月市笹子町黒野田字米沢四二七の二	天野忠左ヱ門	

大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の内四 平井文夫

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市 (次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

大月市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年一月二十一日山梨県告示第二十号

そ の 他

山梨県議会規則第一号

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年二月二十五日

山梨県議会議長 浅 Ш 力 Ξ

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会会議規則 (昭和三十一年山梨県議会規則第一号) の一部を次のように改正

第十章 公聴会及び参考人

第九十四条 (公聴会開催の

第九十五条 (意見を述べよ

第九十七条 第九十六条 (公述人の決定 、公述人の発言

> 目次中 第九十四条 第九十五条 (秘密の保持) (指定者以外の退場) を 第九十九条 第九十八条 (代理人又は文 (議員と公述人

第百条 (参考人)

第十一章 秘密会

第百二条 第百一条 (秘密の保持) (指定者以外の退

うとする者の申出)

の質疑)

「第十一章」を「第十二章」に、「第九十六条」を「第百

書による意見の陳述)

場)

条」に、「第十六章」を「第十七章」に、「第百二十二条」を「第百二十九条」に、「第 を「第百二十五条」に、「第百十九条」を「第百二十六条」に、「第百二十条」を 条」に、「第百十五条」を「第百二十二条」に、「第百十六条」を「第百二十三条」に、 に、「第百一条」を「第百八条」に、「第百二条」を「第百九条」に、「第百三条」を 十九条」を「第百六条」に、「第百条」を「第百七条」に、「第十二章」を「第十三章」 十七章」を「第十八章」に、「第百二十三条」を「第百三十条」に改める。 「第十四章」を「第十五章」に、「第百十七条」を「第百二十四条」に、「第百十八条」 「第百十九条」に、「第百十三条」を「第百二十条」に、「第百十四条」を「第百二十一 「第百十条」を「第百十七条」に、「第百十一条」を「百十八条」に「第百十二条」を 「第百十五条」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第百九条」を「第百十六条」に、 「第百六条」を「第百十三条」に、「第百七条」を「第百十四条」に、「第百八条」を 「第百十条」に、「第百四条」を「第百十一条」に、「第百五条」を「第百十二条」に、 三条」に、「第九十七条」を「第百四条」に、「第九十八条」を「第百五条」に、「第九 「第百二十七条」に、「第十五章」を「第十六章」に、「第百二十一条」を「第百二十八

第七条中「すべて」を「全て」に改める。

はかつて」を「諮つて」に改める。 第九条第一項中「繰上」を「繰上げ」に改め、 同条第二項中「繰上」を「繰上げ」に、

第十章

秘密会

第十八条中「はかつて」を「諮つて」に改める 第十七条中「第百十五条の二」を「第百十五条の三」

第二十条中「かえる」を「代える」に改める。

第二十一条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第二十三条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。 第二十四条第一項中「終つた」を「終わつた」に改め、 同条第二項中「終らない」を

第三十条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第三十一条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第三十三条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第三十四条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第三十六条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第三十八条第一項中「聞き」を「聴き」に改める

第三十九条中「まつて」を「待つて」に改める。

第四十一条及び第四十三条中「終つた」を「終わつた」に改める。

終わらなかつた」に改める。 第四十五条第二項中「終る」を「終わる」に改め、同条第三項中「終らなかつた」を

第四十九条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十条第一項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わつた」に改め、 同条

第五項中「当つて」を「当たつて」に改める。

に改める。 第五十二条中「終つた」を「終わつた」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」

第三項中「当つて」を「当たつて」に改める。 第五十三条第一項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、 同条

第五十四条中「こえる」を「超える」に改める。

第五十五条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第五十七条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

諮つて」に改める。 第五十八条第一項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第四項中「はかつて」を

第六十三条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第六十七条第一項中「聞く」を「聴く」に改め、同条第二項中「はかつて」を「諮つ

第七十六条中「終つた」を「終わつた」に改める。 第七十二条第二項中「第百九条の二第四項」を「第百九条第三項」に改める。

第七十七条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第八十条第一項中「とろう」を「採ろう」に改め、 同条第二項中「とらなければ」 を

「採らなければ」に改める。

第八十一条第一項中「とる」を「採る」に改める。

第八十六条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」 を 「 採

らなければ」に改める

中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。 る」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第三項 第八十七条第一項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第二項中「と

第百二十三条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第百三十条とする。

第十七章を第十八章とする。

第十六章中第百二十二条を第百二十九条とし、同章を第十七章とする。

第十五章中第百二十一条を第百二十八条とし、 同章を第十六章とする。

第十四章中第百二十条を第百二十七条とする。

第百十九条中「取消」を「取消し」に改め、同条を第百二十六条とする。

章とする。 第百十八条を第百二十五条とし、 第百十七条を第百二十四条とし、第十四章を第十五

四条を第百二十一条とする。 第十三章中第百十六条を第百二十三条とし、 第百十五条を第百二十二条とし、 第百十

第百十三条中「こえる」を「超える」に改め、 同条を第百二十条とする

第百十二条を第百十九条とする。

第百十一条中「かわつて」を「代わつて」に改め、同条を第百十八条とする

第百十条を第百十七条とする。

第百九条第二項中「第九十五条」 を「第百二条」 に改め、 同条を第百十六条とする。

第十三章を第十四章とする。

第百八条ただし書中「はかつて」 を「諮つて」 に改め、 第十二章中同条を第百十五条

とする

第百七条を第百十四条とし、 第百一条から第百六条までを七条ずつ繰り下げ、 第十二

章を第十三章とする。

げる。 第十一章中第百条を第百七条とし、 第九十七条から第九十九条までを七条ずつ繰り下

第十一章を第十二章とする。

第九十六条第二項中「はかつて」

を「諮つて」に改め、

同条を第百三条とする。

第十章中第九十五条を第百二条とし、 第九十四条を第百一条とし、 同章を第十一章と

第九章の次に次の一章を加える。 第十章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第九十四条 意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。 会議において公聴会を開こうとするときは、 議長は、 その日時、 場所及び

(意見を述べようとする者の申出)

第九十五条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由 及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第九十六条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等 (以下 中から、議長が議会運営委員会に諮つて定め、本人にその旨を通知する。 「公述人」という。) は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、 一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第九十七条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

発言を制止し、又は退席させることができる 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

(議員と公述人の質疑)

第九十八条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない

(代理人又は文書による意見の陳述)

第九十九条公述人は、 きない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。 代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することがで

(参考人)

2 参考人については、第九十七条 ((公述人の発言))、第九十八条 ((議員と公述人 第百条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日 別表中「第百二十一条」を「第百二十八条」に改める。 の質疑))及び第九十九条 ((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。 場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

Щ

梨

県 公

報

第二千三百一号

平成二十五年二月二十五日

この規則は、 公布の日から施行する。 ただし、 第七十二条第二項の改正規定は、 地方

> 定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。 自治法の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第七十二号) 附則第一条ただし書に規

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十五年二月月二十五日

山梨県議会議長 浅 Ш 力

Ξ

山梨県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令

を次のように改正する。 山梨県政務調査費の交付に関する規程 (平成十三年山梨県議会訓令甲第一号) の一部

題名を次のように改める。

山梨県政務活動費の交付に関する規程

第一条中「山梨県政務調査費の交付に関する条例」を「山梨県政務活動費の交付に関

する条例」に改める。

を「第六条第二項」に改める。 「第五条第一項後段」を「第六条第一項後段」に改め、 第二条第一号中「第五条第一項前段」を「第六条第一項前段」に改め、同条第二号中 同条第三号中「第五条第二項」

第三条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第四条を削る。

二号中「政務調査費支出証明書」を「政務活動費支出証明書」に改め、 第五条第二項第一号中「調査研究活動記録票」を「政務活動記録票」に改め、 同条を第四条と 同項第

第六条を第五条とする。

費の」を「政務活動費の」に改め、同条を第六条とする。 第七条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、「政務調査

別表第一及び別表第二を削る。 第八条中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、 同条を第七条とする。

政務活動費経理責任者」に改める。 政務活動費の交付に関する条例第6条第1項前段」 い ・銀一中業代中「山梨県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項前段」や「山梨県 |政務調査費経理責任者] や「

第二号様式中「山梨県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項後段」を ||山梨県

政務活動費の交付に関する条例第6条第1項後段」 に、 政務調査費経理責 任者の氏名

を

第5号様式(第4条関係)

年 月 日

山梨県議会議長 殿

会派名 代表者氏名

(A)

年度政務活動費に係る収入及び支出について (報告)

山梨県政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

_

年度政務活動費収支報告書

1	収	入		
	政務	活動費		円

2 支 出

(単位:円)

						 	(4-17-	- ' * /
経	費		支	出	額	備	考	
調査	研究	費						
研	修	費						
広 聴	広 報	費						
要請陳	情等活動	動費						
会	議	費						
資料	作成	費						
資料	購入	費						
事	務	費						
人	件	費						
合		計			~~~			

3 残		余
-----	--	---

円

備考 議員の場合、「会派名代表者氏名」は、「議員氏名」と読み替え、表中の項目 に「事務所費」欄を追加する。 年

月

政務活動記録票(領収書等貼付用紙)

会派・議員名

項目	(該当するものに〇を囲む	.)
スロ	(略当) もしいにしを回む	,

月

- X H		2 0 42 10 0							
調査	TT 16- 曲.	広 聴	要請陳情	 	資料	資 料	事務費	人件費	事務所費
研究費	研修費	広報費	等活動費	云磯賃	作成費	購入費	争伤其	八門質	(議員個人のみ)

場所					
相 手 方					
参加した議員等 の氏名					
目的・内容・結					
果等					
	費目	経費の内容	金額(円)	按分率	充当金額(円)
				× / =	
				× /=	
上記活動に要した経費				× / =	
				× / =	
				× / =	
				× / =	
		合計			

[領収書貼付欄] (複数枚貼付可・重ならないように貼付すること。)

この欄に貼付しきれない場合は、裏面に貼付すること(裏面領収書 無・有)。

1 この規程は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附 (施行期日) (山梨県議会事務局規程の一部改正) 「山梨県政務活動費の交付に関する規程第5条」に改める。 や「政務活動費収支報告書」 以、「山梨県政務調査費の交付に関する規程第6条」や 則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。 を「政務活動費支出証明書」に改める。 十一条第一項」を「第百二十八条第一項」に改める。 に改正する。 第八号様式中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」は、「政務調査費収支報告書 第七号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「政務調査費支出証明書 Щ 山梨県議会事務局規程(昭和四十三年山梨県議会訓令甲第一号)の一部を次のよう 第七条第一号ヲ中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二号ハ中「百二 附

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番